

岩見沢市地域自主排雪支援制度実施要領

令和3年11月
岩見沢市

岩見沢市地域自主排雪支援制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩見沢市(以下「市」という。)の町内会等の地域団体(以下「地域団体」という。)が、自主的に行う居住地域内の道路に係る運搬排雪(以下「自主排雪」という。)に対する市による支援(以下「市の支援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(地域団体の負担)

第2条 地域団体は、自主排雪に用いる運搬用ダンプトラック(10t級差し枠付き等)及びその運転手を自ら調達するとともにそれに係る費用を負担するものとする。

(支援の内容)

第3条 市の支援は、次の各号に規定する労役を提供することをいう。

- (1) 大型ロータリ除雪車(200ps以上)1台及び運転手
- (2) 除雪ドーザ(8t級以上)2台及び運転手
- (3) 交通誘導員3名
- (4) 雪堆積場管理

(地域自主排雪実施計画書)

第4条 市の支援を受けようとする地域団体は、次の各号の規定に基づき、地域自主排雪実施計画書(様式第1号。以下「計画書」という。)を岩見沢市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

- (1) 実施日については、12月から3月10日までの期間内において順位をつけて、3つの希望日を選定するものとする。
- (2) 計画書は、希望する実施日のうち最寄りの日から1か月前までに提出するものとする。
- (3) 計画書の受付は、11月15日からとする。ただし、当日が市の休日に当たるときは、当該休日の明けた日からとする。
- (4) 実施は、原則2回までとする。

(自主排雪の実施)

第5条 市長は、受け付けた計画書について、その内容を審査し、他の地域団体に係る計画、市による除排雪作業の状況等を斟酌して実施日を決定し、当該地域団体に通知するものとする。ただし、市長は当該通知後においても、

次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該実施日を変更することができる。

(1) 著しい降雪量等により、市による除排雪作業を優先しなければならないとき。

(2) 吹雪等の悪天候により、自主排雪作業の安全が確保されないおそれがあるとき。

(3) その他、市長が必要と認めるとき。

(排雪作業の対象)

第6条 排雪作業の対象は、計画路線上に堆積された道路の雪とする。ただし、機械により、電柱や標識、個人宅の塀などに影響を及ぼさないよう作業を行うため、道路敷地内の全ての雪を排雪できるものではない。なお、作業の妨げとなるような個人敷地内からの雪出しがあった場合は、作業を中止することがある。

(実施日の変更または中止)

第7条 地域団体は、市から通知を受けた実施日について、積雪等の状況により、やむをえず変更または中止する場合は、実施日の1週間前までに地域自主排雪変更計画書(様式第2号)を提出するものとする。なお、変更後の実施日は市による除排雪作業の状況等を斟酌して決定し、当該地域団体に通知するものとする。

(完了の報告)

第8条 地域団体は、自主排雪完了後、すみやかに地域自主排雪完了報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要領に定めるものの他、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、平成25年10月22日から施行する。

2 岩見沢市地域自主排雪支援制度実施要綱は廃止する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年11月1日から施行する。